

○追手門学院大学自己点検・評価規程

2011年12月2日

制定

(目的)

第1条 この規程は、追手門学院大学（以下「本学」という。）の教育理念に基づき、教育研究水準の向上を図り、もって本学の社会的責務を果たすために、教育研究活動及び管理運営等に関する自己点検・評価の実施について定めることを目的とする。

(全学自己点検・評価委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、本学に全学自己点検・評価委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

2 全学委員会は、本学の自己点検・評価の実施及びその結果の公表並びに第三者評価への対応に関して総括し、本学の自己点検・評価活動の推進・発展を図る。

(全学委員会の構成)

第3条 全学委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学院長
- (4) 法人事務局長
- (5) 大学事務局長
- (6) CXデザイン局事務局長
- (7) 理事長室長
- (8) 学長が指名する者

2 委員長が必要と認めた場合は、本学の内外を問わず委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(全学委員会の運営)

第4条 全学委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長がこれにあたり、副委員長は、学長が指名する副学長がこれにあたる。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 5 全学委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 全学委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の設置)

第5条 全学委員会は、第1条における目的を具体的実現するために、委員会を置くことができる。

2 全学委員会のもとに外部評価委員会を置く。外部評価委員会の事項については、別に定める。

3 全学委員会のもとに内部質保証推進委員会を置く。内部質保証推進委員会の事項については、別に定める。

4 全学委員会のもとに各学部、共通教育機構及び各研究科のそれぞれに自己点検・評価委員会を置く(以下「学部等委員会」と総称する。)。学部等委員会における自己点検・評価の事項及び方法については、別に定める。

(全学委員会の役割)

第6条 全学委員会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 大学が毎年度行う自己点検・評価活動の実施計画の策定

(2) 前号の実施計画に基づき各部局等が行った自己点検・評価結果の総括

(3) 前号の部局等の自己点検・評価結果に対する、第5条第3項に定める内部質保証推進委員会への助言及び改善指示

(4) 自己点検・評価に関する事項の、第5条第2項に定める外部評価委員会並びに経営戦略推進本部及び大学教育研究評議会への報告

(5) 自己点検・評価の総括結果の公表

(6) 認証評価に関すること

(7) その他の自己点検・評価に関すること

2 全学委員会は、自己点検・評価を行う部局等に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

3 全学委員会は、本学の教育研究活動及び管理運営等の状況について、自立的な点検・評価の十全化を図るため、学外者及び学生の代表者による評価を受けることができる。

(点検・評価結果への対応)

第7条 点検・評価結果の公表については、その方法及び範囲を全学委員会に諮った上で、学長が決定する。

2 自己点検・評価を行う部局等は、自己点検・評価結果を踏まえ、教育研究活動の向上を

図り、教育研究環境の整備充実を期し、大学の管理運営の改善に資するよう努めなければならない。

- 3 学長は、全学委員会の自己点検・評価の総括結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動の活性化及び業務の改善に努めなければならない。

(事務の所管)

第8条 この規程に関する事務は、学事課の所管とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の意見を聞き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 追手門学院大学全学自己評価委員会規程（1992年11月28日制定）は、2012年3月31日をもって廃止する。
- 3 追手門学院大学大学院自己評価委員会規程（2008年2月19日制定）は、2012年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2016年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、追手門学院大学大学院自己評価委員会規程（2008年2月19日制定）、追手門学院大学経済学部自己評価委員会規程（1992年9月24日制定）、追手門

学院大学経営学部自己評価委員会規程（1995年3月20日制定）、追手門学院大学地域創造学部自己評価委員会規程（2015年2月19日制定）、追手門学院大学社会学部FD・自己評価委員会規程（2006年6月19日制定）、追手門学院大学心理学部自己評価委員会規程（2008年6月16日制定）、追手門学院大学国際教養学部自己評価委員会規程（2007年3月13日制定）、追手門学院大学大学院経済学研究科自己評価委員会規程（2008年2月19日制定）、追手門学院大学大学院経営学研究科自己評価委員会規程（2008年2月19日制定）、追手門学院大学大学院心理学研究科自己評価委員会規程（2008年2月19日制定）及び追手門学院大学大学院文学研究科自己評価委員会規程（2008年2月19日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、2018年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年2月1日から施行する。